

福島県復興ビジョンの概要

ビ復
ジヨン
興

- 復興に当たっての基本理念・主要な施策を定めるもの
- 県内全域を対象
- 対象期間は10年
- 具体的な取組み・主要事業を示す
- 県内全域を対象、地域別も記載
- 計画期間は10年
- 原発事故収束状況を踏まえ追加修正

基本理念

原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり

- 原子力に依存しない社会を目指す。そのため、再生可能エネルギーを飛躍的に推進。
- 何よりも人命を大切にし、安全・安心して子育てができる環境整備、健康長寿の県づくりを通じて原子力災害を克服。

ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興

- 被害を受けた県民一人一人の生活基盤の再建が復興の基本であり、復興の主役は住民。
- 県民、企業、民間団体、市町村、県など、あらゆる主体が力を合わせて復興を推進。

誇りあるふるさと再生の実現

- 本県に脈々として息づく地域のきずなを守り、育て、世界に発信。
- 避難を余儀なくされた県民を含め全ての県民がふるさとで元気な生活を取り戻すことができた日にこそ、ふくしまの復興の第一歩が記されるという思いを県民すべてが共有。

緊急的対応

復興に向けた主要施策

応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

- ・被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア
- ・公共土木施設や産業関連インフラ、河川・海岸の堤防などの早期復旧、農地などの除塩対策
- ・被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の事業再開支援
- ・被災市町村の行政事務や復興事業への支援や代行
- ・学校など身近な生活空間における放射線量低減対策、農地などの除染、徹底したモニタリング調査 等

ふくしまの未来を見据えた対応

未来を担う子ども・若者の育成

- ・医療サービスの提供体制の強化、安心して子どもを生み育てられる環境整備
- ・県内高等教育機関の充実
- ・理数教育の大幅な充実、国際化の進展に対応できる人づくり

地域のきずな再生・発展

- ・公共的な活動団体の支援活動や住民の自治組織の形成への支援
- ・高齢者の集まる住宅地域やサービス施設の整備など、高齢者等を支えるまちづくりの支援
- ・地域の伝統文化などの継承、芸術文化活動やスポーツ活動の支援

新たな時代をリードする産業の創出

- ・「観光地ふくしま」のブランド化と様々なMICEの誘致、新たな経営生産方式導入による農業再生
- ・放射線医学の研究推進などと関連させた医療産業集積、創薬開発支援と高齢化を見据えた産業づくり
- ・原子力発電に代わる再生可能エネルギー関連産業などの集積と雇用の創出

災害に強く、未来を拓く社会づくり

- ・東北中央自動車道、常磐自動車道や浜通りと中通りを結ぶ国道・県道など、縦・横6本の基幹的道路の早期整備、JR常磐線、小名浜港・相馬港の早期復旧
- ・地域の意向を十分に踏まえた、地震・津波に強い地域づくり
- ・災害弱者への情報提供・避難誘導強化、福祉避難所の十分な設置、要介護者の災害時受入体制整備 等

再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

- ・各家庭、企業・団体への再生可能エネルギー普及
- ・化石燃料による発電における低炭素化のための取組みの促進
- ・スマートグリッドなど、エネルギーの地産地消による持続可能な地域モデルの構築

原子力災害対応

原子力災害の克服

- ・汚染浄化に関する国際的な研究拠点の整備による技術開発や実証実験の実施
- ・県民の長期健康管理調査をとおして健康保持・増進を一体的に実施するプログラムの構築
- ・県立医科大学での放射線医学研究や診療機能を強化、放射線健康障害の早期診断・最先端治療拠点創設
- ・原子力に関する国及び国際的研究機関や監視機関の誘致
- ・被災者及び被災事業者が原子力損害賠償の確保が円滑に進められるよう関係団体、市町村と連携し支援 等

ビジョン実現のために

国・県・市町村の役割

【国】

- 復興特区制度
- 地域再生のための特別法の制定
- 原子力損害賠償のための特別法の制定

【県と市町村】

- 県は大胆な発想で復旧・復興を着実に推進
- 市町村を地域の復興の主体として位置づけ（権限移譲、財源の確保、迅速かつ的確な人的支援）

多様な主体との連携・協力

- 県民、団体、企業、市町村が情報を共有し、復興に向けた知恵を出し合うため、各地方振興局を中心に協議の機会を設置
- 国内外に対する情報の発信

ビジョン具現化の方策

- 復旧・復興関連予算事業への重点的予算配分
- 復興計画において具体的な取組みや主要事業の年次計画の提示
- 復興計画は原発事故の収束状況を踏まえて柔軟に追加・修正